

恩給関係費

令和元年度における恩給関係費の予算現額は 209,428,260 千円

であって、その内訳は

歳出予算額	209,419,740 千円
┌ 当初予算額	209,709,413 千円
└ 予算補正修正減少額	289,673 千円
前年度繰越額	8,520 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	202,177,723 千円
翌年度繰越額は	5,336 千円
不用額は	7,245,200 千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
文官等恩給費	7,451,472	7,451,472	7,233,530	—	217,941	97
旧軍人遺族等恩給費	191,424,410	191,424,410	184,651,211	—	6,773,198	96
恩給支給事務費	948,991	948,991	927,663	—	21,327	97
遺族及び留守家族等 援護費	9,594,867	9,603,387	9,365,318	5,336	232,732	97
計	209,419,740	209,428,260	202,177,723	5,336	7,245,200	96

また、平成 27 年度から令和元年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度
文官等恩給費	12,103,107	10,629,720	9,333,751	8,200,314	7,233,530
旧軍人遺族等恩給費	355,956,676	308,118,566	262,608,937	221,515,501	184,651,211
恩給支給事務費	1,805,113	1,171,771	1,065,602	993,826	927,663
遺族及び留守家族等 援護費	17,208,375	14,977,606	12,881,441	10,758,711	9,365,318
計	387,073,272	334,897,665	285,889,733	241,468,353	202,177,723

1 文官等恩給費

(I) 決算の概要

令和元年度における文官等恩給費の予算現額は

歳出予算額	7,451,472 千円
┌ 当初予算額	7,472,472 千円
└ 予算補正修正減少額	21,000 千円

であり、予算補正修正減少額は、文化功労者年金の支給に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 7,233,530 千円

不用額は 217,941 千円

であって、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、文官等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国会議員互助年金	1,971,717	1,971,717	1,867,364	—	104,352	94
文官等恩給費	4,601,255	4,601,255	4,487,665	—	113,589	97
文化功労者年金	878,500	878,500	878,500	—	—	100
計	7,451,472	7,451,472	7,233,530	—	217,941	97

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は

- (1) 「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平 18 法 1)附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭 33 法 70)等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金
- (2) 「恩給法」(大 12 法 48)等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金
- (3) 「文化功労者年金法」(昭 26 法 125)に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として 7,233,530 千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 人)

区 分	受 給 者 数		区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績		予 定	実 績
国会議員互助年金	710	674	そ の 他	639	600
普通退職年金	347	335	文化功労者年金	251	251
遺族扶助年金	363	339	人文科学部門	—	39
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	96
文官等恩給	4,538	4,286	文 芸 部 門	—	23
普通扶助料	3,899	3,686	芸術その他の部門	—	93

2 旧軍人遺族等恩給費

(I) 決算の概要

令和元年度における旧軍人遺族等恩給費の予算現額は

歳出予算額 191,424,410 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 184,651,211 千円

不用額は 6,773,198 千円

であって、不用額は、恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
普 通 扶 助 料	137,678,621	137,678,621	132,823,581	—	4,855,039	96
公 務 関 係 扶 助 料	37,788,188	37,788,188	36,445,047	—	1,343,140	96
そ の 他	15,957,601	15,957,601	15,382,583	—	575,017	96
計	191,424,410	191,424,410	184,651,211	—	6,773,198	96

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として 184,651,211 千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 千人)

区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績
普 通 扶 助 料	223	208
公 務 関 係 扶 助 料	21	20
そ の 他	22	20
計	267	249

3 恩給支給事務費

(I) 決算の概要

令和元年度における恩給支給事務費の予算現額は

歳出予算額	948,991 千円
┌ 当初予算額	1,062,760 千円
└ 予算補正修正減少額	113,769 千円

であり、予算補正修正減少額は、恩給支給事務に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	927,663 千円
不用額は	21,327 千円

であって、不用額は、恩給費において、契約価格が予定を下回ったこと等により、恩給支給業務庁費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
恩給支給事務費	948,991	948,991	927,663	—	21,327	97

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として 927,663 千円を支出した。

4 遺族及び留守家族等援護費

(Ⅰ) 決算の概要

令和元年度における遺族及び留守家族等援護費の予算現額は

9,603,387 千円

であって、その内訳は

歳出予算額	9,594,867 千円
┌ 当初予算額	9,749,771 千円
└ 予算補正修正減少額	154,904 千円
前年度繰越額	8,520 千円

であり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	9,365,318 千円
翌年度繰越額は	5,336 千円
不用額は	232,732 千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の遺族等年金の支給において、請求書の調査確認の困難により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったことによるものであり、不用額は、厚生労働省所管の遺族及留守家族等援護費において、遺族年金の支給額が予定を下回ったこと等により、遺族等年金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
戦傷病者戦没者遺族年金等	7,685,168	7,693,688	7,552,750	5,336	135,601	98
遺族年金	1,676,450	1,680,914	1,670,746	773	9,395	99
遺族給与金	3,563,008	3,567,064	3,519,421	4,563	43,080	98
障害年金	1,856,765	1,856,765	1,823,104	—	33,661	98
遺族一時金	—	—	—	—	—	—
その他	588,943	588,943	539,479	—	49,463	91
戦傷病者等療養給付	288,849	288,849	232,694	—	56,154	80
特別給付金等支給事務費	537,060	537,060	532,259	—	4,800	99

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
中国残留邦人等支援 事業費	1,074,781	1,074,781	1,038,604	—	36,176	96
戦傷病者等無賃乗車 船等負担金	9,009	9,009	9,008	—	0	99
計	9,594,867	9,603,387	9,365,318	5,336	232,732	97

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として7,552,750千円を支出した。

(遺族年金受給者数(軍属・軍人))

(単位 人)

区 分	30年度末人員	元年度末人員
先 順 位 者	2,255	1,848
後 順 位 者	1	1
計	2,256	1,849

(遺族給与金受給者数(準軍属))

(単位 人)

区 分	30年度末人員	元年度末人員
先 順 位 者	1,275	1,107
後 順 位 者	1	1
計	1,276	1,108

(障害年金受給者数)

(単位 人)

区 分	30 年 度 末 人 員			元 年 度 末 人 員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特 別 項 症	2	5	7	2	3	5
第 1 " "	1	6	7	1	5	6
第 2 " "	3	17	20	3	16	19
第 3 " "	11	44	55	6	38	44
第 4 " "	8	66	74	6	63	69
第 5 " "	15	119	134	14	104	118
第 6 " "	11	68	79	10	62	72
第 1 款 症	10	51	61	9	45	54
第 2 " "	11	67	78	10	60	70
第 3 " "	12	77	89	10	72	82
第 4 " "	2	66	68	1	55	56
第 5 " "	14	135	149	11	121	132
計	100	721	821	83	644	727

(2) 戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」(昭28法161)に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、
「未帰還者に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷
病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として232,694千

円を支出した。

(療養患者数)

(単位 人)

区 分	入 院	通 院	計
30 年 度 末 患 者 数	1	72	73
元 年 度 末 患 者 数	1	63	64

(補装具の支給・修理状況)

(単位 件)

区 分	支 給	修 理	計
27 年 度	69	33	102
28 年 度	48	32	80
29 年 度	42	25	67
30 年 度	40	15	55
元 年 度	19	14	33

(戦時死亡宣告審判申立及び確定者数)

(単位 人)

区 分	審 判 申 立			審 判 確 定		
	未 復 員 者	未 帰 還 邦 人	計	未 復 員 者	未 帰 還 邦 人	計
27 年 度	—	1	1	—	2	2
28 年 度	—	—	—	—	—	—
29 年 度	—	—	—	—	—	—
30 年 度	—	—	—	—	—	—
元 年 度	—	—	—	—	—	—

(3) 特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」(昭 32 法 109)、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭 38 法 61)、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭 40 法 100)、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭 41 法 109)及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭 42 法 57)に基づく特別給付金等の支給事務費として 532,259 千円を支出した。

(4) 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平 6 法 30)に基づく引揚等援護等に要した中国残留邦人等支援事業費として 1,038,604 千円を支出した。

(永住帰国者等数)

(単位 人)

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度
永 住 帰 国 者	4	4	4
一 時 帰 国 者 (往 復)	244	226	214
訪 日 調 査 孤 児	—	—	—
そ の 他	10	12	12

(5) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため 9,008 千円を支出した。

(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数)

(単位 延人)

区	分	乗車船者数
30	年 度	1,370
元	年 度	895